**教育・保育提供区域の設定について（案）**

# 教育・保育提供区域とは

「子ども・子育て支援法第６１条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

○子ども・子育て支援法第６１条第２項（抜粋）

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

○子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を定める必要がある。

また、市町村子ども・子育て支援事業計画では、「市町村が定める区域」ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとされている。

# 教育・保育提供区域の運用について

（１）事業計画に記載する内容のイメージ

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 1年目 | | | 2年目 | | |
| 1号 | 2号 | 3号 | 1号 | 2号 | 3号 |
| 区域 | ①量の見込み（保育利用定員総数） | | 300人 | 200人 | 200人 | 300人 | 200人 | 200人 |
| ②確保の内容 | 認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設） | 300人 | 200人 | 80人 | 300人 | 200人 | 100人 |
| 地域型保育事業 |  |  | 0人 |  |  | 0人 |
| ②－① | | 0人 | 0人 | ▲120人 | 0人 | 0人 | ▲100人 |

設定した区域で、認定区分に応じた各年度の教育・保育事業必要量の見込みと確保内容を明記する必要があります。

　なお、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができます。

（２）区域設定で踏まえるポイント

　・教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか。

　・設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。

　・区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。

　・教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

# 本市が定める教育・保育の提供区域（案）

（１）既存の区域の整理について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | メリット | デメリット |
| ①  小学校区  （８区域） | ・利用者の居住地区と利用事業の所在地は概ね一致した区域設定ができる。 | ・区域が細かすぎるため、区域内での量の見込みは可能だが、量の調整や確保が難しい。  ・市内の教育・保育施設の施設数に差があり、小学校区での設定は区域内の施設に偏りが生じることが推測される。 |
| ②  保健福祉圏・  日常生活圏域  （４区域） | ・利用状況に概ね一致した区域設定ができる。  ・区域内での量の見込み、量の調整が可能。 | ・市全域において低年齢層での利用希望者が多く、区域を分けることにより待機児童数が増える可能性が高く、利用者のニーズに対応できない可能性が高い。 |
| ③  市全域  （１区域） | ・利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育施設利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できる。  ・区域内での量の見込み、量の調整が可能。  ・施設の充足率の均等化が可能。  ・広域的な観点からの計画策定、進捗管理が行いやすい。  ・現計画との比較が容易。 | ・交通手段がない利用者への対応が困難。  ・地域の特性や局所的な需要の増減を計画に反映しにくい。 |

（２）設定について

①小学校区とした場合

区域が細かいため、区域内における施設数の差があるなど量の調整や確保が難しい。

②保健福祉圏域・日常生活圏域とした場合

人口のばらつきがある中、効率的・効果的な事業の提供や整備・確保ができにくい。

　③市全域とした場合

区域設定を狭くすると、区域内での量の調整や確保が難しく、保健福祉圏域・日常生活圏域では区域内での教育・保育施設に差があります。

そこで、地域住民の導線（東西移動が多い）、特徴のある教育・保育を利用者が選べる等のメリットから、市全域を一つの教育・保育の提供区域とすることが望ましいと考えられる。

＊子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育の提供区域」は、市全域を一つの区域として設定するが、具体的な施設の整備や事業の実施に際しては、需要の動向や地域の特性等を踏まえて検討を行う。